

## 諮詢第128号

諮詢第百二十八号

自動車運転による死傷事犯の実情等に鑑み、事案の実態に即した対処をするため、左記の事項に関する  
早急に法整備を行う必要があると思われる所以、その要綱を示されたい。

記

次に掲げる行為を自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律第二条（危険運転致死  
傷）の罪の対象とすること。

- 一 身体に法令で定める程度以上にアルコールを保有する状態で自動車を走行させる行為
- 二 法令で定める速度以上の速度で自動車を運転する行為
- 三 タイヤを滑らせ又は浮かせることにより、その進行を制御することが困難な状態にさせて、自動車を  
走行させる行為